○法務省告示第四百十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアビクトリア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年九月七日　法務大臣　森　英介

氏　名　パトリック・ジョン・ウィリアム・スミス

生年月日　千九百七十二年四月十六日

国　籍　オーストラリア及び連合王国

○法務省告示第四百十一号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに不動産登記規則第二百二十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十一年九月七日　法務大臣　森　英介

登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務（前橋地方法務局高崎支局の管轄に属するものであって群馬県高崎市新町に属する地域内のもの及び前橋地方法務局藤岡出張所の管轄に属するものに限る）が前橋地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の前橋地方法務局高崎支局	平成二十一年九月十四日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務（前橋地方法務局藤岡出張所の管轄に属するものに限る）が前橋地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の前橋地方法務局富岡支局	平成二十一年九月七日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第三十七号）の規定によりその商業登記の事務が横浜地方法務局湘南支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の横浜地方法務局相模原支局	平成二十一年九月七日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第三十七号）の規定によりその商業登記の事務が京都地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の京都地方法務局舞鶴支局及び京丹後支局	平成二十一年九月十四日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第三十七号）の規定によりその商業登記の事務が熊本地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の熊本地方法務局御船支局	平成二十一年九月七日
登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第三十八号）の規定によりその商業登記の事務が前橋地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の前橋地方法務局桐生支局、伊勢崎支局及び渋川出張所	平成二十一年九月二十八日

附　則

この告示は、平成二十一年九月七日から施行する。

○法務省告示第四百十二号

北海道函館市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十一年九月七日　法務大臣　森　英介

北海道函館市新川町八十八番地　江南　やゑ

○農林水産省告示第千二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月七日　農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道稚内市大字宗谷村字宗谷一八五地先・一八六地先・二五五地先（以上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月七日　農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道網走市字音根内三〇一地先・三〇一・三〇四・三四五の一（以上一筆地先三筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇二、三〇三、字栄一六六の四・四〇三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇三の三、四〇四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月七日　農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道紋別郡西興部村字上藻一〇〇五の一地先・一〇〇五の一・一〇〇六・一〇〇八・一〇一三の一（以上一筆地先四筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇〇七、一〇〇九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び西興部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月七日　農林水産大臣　石破　茂